

議第9号

平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,941,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(県債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 分担金及び負担金		7,741,769
	1 負担金	7,741,769
2 国庫支出金		2,092,040
	1 国庫補助金	2,092,040
3 繰入金		70,000
	1 一般会計繰入金	70,000
4 繰越金		1,181,378
	1 繰越金	1,181,378
5 諸収入		2,413
	1 雑収入	2,413
6 県債		853,400
	1 県債	853,400
歳入	合計	11,941,000

議第9号 平成28年度奈良県流域下水道事業費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 県土マネジメント費		11,941,000
	1 流域下水道費	11,941,000
歳 出 合 計		11,941,000

第2表

債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
補助流域下水道建設事業 にかかる契約	平成29年度から 平成32年度まで	4,555,500
流域下水道公営企業会計 導入推進事業にかかる契 約	平成29年度から 平成30年度まで	39,600

千円

第3表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	千円 853,400	証書借入又は債券発行による。	年8.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第10号

平成28年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,400
	1 一般会計繰入金	1,400
2 繰越金		39,900
	1 繰越金	39,900
3 諸収入		153,500
	1 県預金利子	50
	2 貸付金元利収入	153,338
	3 雑収入	112
歳入	合計	194,800

議第10号 平成28年度奈良県林業改善資金貸付金特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		194,800
	1 林 業 改 善 資 金 貸 付 事 業 費	194,800
歳 出	合 計	194,800

議第11号

平成28年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計予算

平成28年度奈良県中央卸売市場事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ655,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		444,888
	1 使用料	444,888
2 繰入金		13,428
	1 一般会計繰入金	13,428
3 繰越金		23,323
	1 繰越金	23,323
4 諸収入		142,461
	1 雑収入	142,461
5 県債		31,800
	1 県債	31,800
歳入合計		655,900

歳 出		
款	項	金 額
1 農 林 水 産 業 費		655,900
	1 中央卸売市場事業費	655,900
歳 出	合 計	655,900

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場施設整備事業	31,800 ^{千円}	証書借入又は債券発行による。	年 8.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第12号

平成28年度奈良県公債管理特別会計予算

平成28年度奈良県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ159,548,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 財産収入		25,000
	1 財産運用収入	25,000
2 繰入金		89,740,500
	1 一般会計繰入金	81,017,757
	2 特別会計繰入金	7,922,743
	3 基金繰入金	800,000
3 県債		69,782,500
	1 県債	69,782,500
歳入	合計	159,548,000

歳 出		
款	項	金 額
1 公 債 費		159,548,000
	1 公 債 費	159,548,000
歳 出 合 計		159,548,000

第 2 表

県 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	69,782,500 ^{千円}	証書借入又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。）による。	年 8.0 % 以 内	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第13号

平成28年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計予算

平成28年度奈良県育成奨学金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ208,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 諸 収 入		208,700
	1 貸付金元利収入	208,700
歳 入	合 計	208,700

千円

歳 出		
款	項	金 額
1 教 育 費		208,700
	1 育成奨学金貸付事業費	208,700
歳 出	合 計	208,700

議第14号

平成28年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

平成28年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ19,063,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(県債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる県債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表県債」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒井正吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,879,913
	1 一般会計繰入金	1,879,913
2 諸収入		5,302,587
	1 貸付金元利収入	5,302,587
3 県債		11,880,500
	1 県債	11,880,500
歳入合計		19,063,000

議第14号 平成28年度地方独立行政法人奈良県立病院機構関係経費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病 院 機 構 費		19,063,000
	1 病 院 機 構 費	17,760,413
	2 病 院 機 構 公 債 費	1,302,587
歳 出	合 計	19,063,000

第 2 表

県 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
病 院 機 構 貸 付 事 業	千円 11,880,500	証書借入又は債券発行による。	年 8.0 % 以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	借入先の融通条件による。ただし、県の財政の都合又は融通条件により繰り上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えすることができるものとする。

議第15号

平成28年度奈良県病院事業清算費特別会計予算

平成28年度奈良県病院事業清算費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,146,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

平成28年2月29日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾

第1表

歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 繰入金		461,578
	1 一般会計繰入金	461,578
2 財産収入		156,865
	1 財産売却収入	156,865
3 諸収入		527,557
	1 病院事業清算収入	527,557
歳入合計		1,146,000

議第15号 平成28年度奈良県病院事業清算費特別会計予算

歳 出		
款	項	金 額
1 病院事業清算費		1,146,000
	1 病院事業清算費	510,239
	2 病院事業清算公債費	635,761
歳 出	合 計	1,146,000

議第16号

平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

(総 則)

第1条 平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水団体数	11市12町1村
(2) 年間給水量	77,000,000立方メートル
(3) 1日平均給水量	210,959立方メートル
(4) 主要な建設工事	
県域水道ファシリティマネジメント推進工事	2,107,698千円
県営水道施設強靱化工事	1,034,039千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 事業収益		11,802,566千円
第1項 営業収益		10,383,880千円
第2項 営業外収益		1,274,464千円
第3項 特別利益		144,222千円
	支	出
第1款 事業費	10,660,593千円	
第1項 営業費用	9,460,573千円	
第2項 営業外費用	1,195,020千円	
第3項 予備費	5,000千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,731,057千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額247,997千円、減債積立金1,070,000千円、過年度損益勘定留保資金4,224,455千円及び当年度損益勘定留保資金2,188,605千円で補てんするものとする。)

	収	入
第1款 資本的収入		1,163,759千円

議第16号 平成28年度奈良県水道用水供給事業費特別会計予算

第1項	他会計からの助成金	1,114,935千円
第2項	固定資産売却代金	48,804千円
第3項	雑入	20千円
	支出	
第1款	資本的支出	8,894,816千円
第1項	建設改良費	4,313,120千円
第2項	企業債償還金	4,575,696千円
第3項	国庫補助金等返還金	6,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
県域水道ファシリティマネジメント推進事業にかかる契約	平成29年度	1,211,300 <small>千円</small>
県営水道施設強靱化事業にかかる契約	平成29年度	467,000

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 654,820千円

(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道用水供給事業の建設改良のための経費として、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、613,735千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、558,302千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種 類	名 称	数 量
建物・構築物・機械及び装置	橿原ポンプ場施設	一 式

平成 28 年 2 月 29 日提出

奈良県知事 荒 井 正 吾